

表 4

	所得要件	限度額
ア	旧ただし書き所得901万円超	$252,600円 + (総医療費 - 842,000円) \times 1\%$ 【多数回該当：140,100円】
イ	旧ただし書き所得600万円超～901万円以下	$167,400円 + (総医療費 - 558,000円) \times 1\%$ 【多数回該当：93,000円】
ウ	旧ただし書き所得210万超～600万円以下	$80,100円 + (総医療費 - 267,000円) \times 1\%$ 【多数回該当：44,400円】
エ	旧ただし書き所得210万円以下	57,600円 【多数回該当：44,400円】
オ	住民税非課税世帯	35,400円 【多数回該当：24,600円】